

京都市西ノ京地域包括支援センター指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が開設する京都市西ノ京地域包括支援センター指定介護予防支援事業所（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）は、要支援者が指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の適切な利用ができるよう、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた計画の作成、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行う。
- 2 事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
 - 3 事業は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 5 事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努める。
 - 6 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名称 京都市西ノ京地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
- (2) 所在地 京都市中京区西ノ京東中合町2番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務職員、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等及び当地

域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務を兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 保健師等 1 名以上 (常勤兼務職員 1 名, 当地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント業務と兼務)
- (3) 主任介護支援専門員 1 名以上 (常勤兼務職員 1 名, 当地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント業務と兼務 1 名は管理者と兼務)
- (4) 社会福祉士等 1 名以上 (常勤兼務職員 1 名, 当地域包括支援センターの総合相談・支援業務及び権利擁護相談業務と兼務)
- (5) 介護支援専門員 2 名以上 (常勤兼務職員 2 名, うち 1 名は当地域包括支援センター業務と兼務, 非常勤兼務職員 1 名以上, 当地域包括支援センター業務と兼務)
- (6) 事務職員 1 名 (非常勤専従職員)
必要な事務を行う。

2 前項第 2 号から第 5 号までに定める職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(勤務体制の確保)

第 5 条 適切な介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化し必要な措置を講じる。(相談に対応する担当者および窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。)

なおセクシャルハラスメントやパワーハラスメント等については、職場の上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意する。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 6 条 センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器 (以下「テレビ電話装置等」という。)) を活用して行うことができるものとする。) をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておく。
- (3) センターにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

職員教育を組織的に浸透させるため、職員教育 (年 1 回以上) を開催し、シミュレーションを定期的 (年 1 回以上) 行い、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施する

(営業日及び営業時間)

第7条 センターの営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(介護予防支援の提供方法)

第8条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所
センターの相談室及び利用者の居宅等
- (2) サービス担当者会議の開催場所
センターの会議室等
(テレビ電話装置等の活用可能)
- (3) 利用者の居宅への訪問
次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、指定介護予防サービス事業所を訪問して利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話等により状態を把握するものとする。
 - ア アセスメント実施時
 - イ サービス提供月から起算して3箇月に1回以上
 - ウ サービス評価期間終了月
 - エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき
- (4) モニタリングの結果記録
1箇月に1回以上

(介護予防支援業務の一部の委託)

第9条 指定介護予防支援の業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、基準及び京都市の示す指針に定められた要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

- (1) 指定介護予防支援に係るアセスメントの実施
- (2) 介護予防サービス計画（以下「計画」という。）原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) 利用者に対する計画原案の説明
- (5) 利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
- (6) モニタリングの実施
- (7) 介護予防に係る効果の評価
- (8) 保険給付に係る給付管理業務

(9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整

(10) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

3 第1項の委託に当たっては、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示の額によるものとする。(当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。)

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、京都市中京区のうち、朱雀第四学区、朱雀第五学区、及び朱雀第八学区とする。

(事故発生時の対応)

第12条 センターの職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに区役所・支所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、「社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会事故対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 事故により、利用者又は第三者に賠償するべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(相談・苦情への対応)

第13条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、「社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会苦情対応マニュアル」により、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 利用者又はその家族からの相談・苦情等について、京都市又は区役所・支所若しくは京都府国民健康保険団体連合会が行う調査に対して、協力するものとする。

(秘密保持)

第14条 従業者は、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例並びに社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会個人情報管理規程を遵守し、業務上知り得た秘密を保持するものとする。

2 従業者であった者については、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘

密を保持させるための必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 センターは、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1箇月以内

(2) 現任研修 年1回以上

2 センターは、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会とセンター管理者との協議により定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から一部を変更して施行する。

この規程は、平成21年4月1日から一部を変更して施行する。

この規程は、平成22年4月1日から一部を変更して施行する。

この規程は、平成23年4月1日から一部を変更して施行する。

この規程は、平成24年4月1日から一部を変更して施行する。

この規程は、平成25年4月1日から一部を変更して施行する。

この規程は、平成26年4月1日から一部を変更して施行する。

この規程は、平成27年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成28年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成28年5月16日から一部変更して施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成31年2月1日から一部変更して施行する。

この規程は、平成31年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、令和2年12月28日から一部変更して施行する。

この規程は、令和3年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、令和3年7月1日から一部変更して施行する。

この規程は、令和4年1月1日から一部変更して施行する。

この規程は、令和4年4月1日から一部変更して施行する。

この規程は、令和4年7月1日から一部変更して施行する。

この規定は、令和5年4月1日から一部変更して試行する。